

現行法人税制における
欠損金の非対称的取扱いの
タックス・インセンティブ

古 田 美 保

甲南経営研究 第53巻 第2号 抜刷

平成 24 年 9 月

現行法人税制における 欠損金の非対称的取扱いの タックス・インセンティブ

古 田 美 保

1. 問題の所在

現行の法人税制上、プラスの所得が計算された場合には当該事業年度において課税が行われるのに対し、マイナスの所得である欠損が計上された場合にはマイナスの課税が行われることはなく、納税額がゼロとなるのみである。前後の事業年度との調整も、繰戻還付は中小法人に1年が認められるのみであり実質停止中、繰越控除は9年間かつ各事業年度所得の80%に限定されている。このように、対称的取扱いを行う場合と比較して、無期限の繰越控除の場合にも調整されるまでの時間価値分が追加負担となり、現行法人税制のように繰越控除に期限がある場合には期限切れ欠損金の額の分だけ追加の課税が生じることとなる。このような取扱いのため、期限内の追加所得の計上や連結納税等により繰越欠損の取戻しを図ろうとする等のインセンティブを法人に与えると考えられるのである。

しかし、理論的には完全な調整が求められる欠損金について、その調整を制限する取扱いが法人にどの程度のインパクトを持ち、どのようなインセンティブを与えているかの検討は、これまで十分に行われていなかったと考えられる。特に、組織再編税制や連結納税制度等の企業集団を対象とした税制

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

の適用上、繰越欠損金の取扱いが大きな論点となっている現状において、欠損金の取扱いの法人への影響を考察することには意義があるものと思われる。

このような問題意識のもと、本稿では、繰越欠損金の利用状況から欠損金の非対称的取扱いのインセンティブを推定し、期限切れ欠損金に関する取扱いを含む現行法人税制における欠損金のタックス・インセンティブについて検討を行う。そのために、論文の構成を次の通りとする。まず、第2章において、法人税における欠損金の取扱いについて理論を確認したうえで現行制度との比較を行う。第3章において、現行制度上の繰越控除制限が法人にどの程度の影響を及ぼしているのかについて、データから推定できる事実を確認する。第4章では期限切れ欠損金に関する取扱いを確認したうえで、第5章で期限切れ欠損金に関する取扱いを含む欠損金の控除を制限することの意義の考察を行う。なお、本稿では、青色申告が原則的な申告制度であるとの⁽¹⁾理解のもと、青色欠損金のみを検討対象とし、白色欠損金や災害損失については検討しないこととする。また、中小法人に対する特例的な取扱いについても本稿では検討の対象としない。

2. 現行制度における欠損金繰越控除制度

(1) 所得課税制度における欠損金の理論的取扱い

法人税を含む所得税は正の所得に担税力を見いだして課税するものであり、その論理において負の所得には単に課税を行わないだけでなく負の担税力の調整を必要とする。すなわち、課税の中立性および所得計算が複数事業年度

(1) 青色申告制度は記帳慣行の普及のための制度として導入され、特典を受けることができる例外的な制度とされることもあるが、そもそも正規の簿記に基づく所得計算こそが理論的課税には不可欠であり、また、青色申告割合も90%を超えていることから、本稿では青色申告を原則的な申告制度としている。検討の詳細については拙稿「青色申告制度のタックス・インセンティブ」『甲南経営研究』第44巻第1号（2003年6月）参照。

を基礎として行われていることから、⁽²⁾課税所得計算は複数事業年度単位での計算を行う前提を持つと考えるべきであり、欠損金を前後の事業年度の所得と当然に調整されるべきとの主張が導出される。⁽³⁾

調整の方法としては、欠損金がマイナスの所得と観念されることから対称的取扱いである完全還付を理論的取扱いとする主張が多くみられる。⁽⁴⁾この取扱いには理論的取扱いとして所得と欠損の取扱いが首尾一貫することのほか、欠損関連規定を簡略化することができ、欠損法人への政策税制のインセンティブを抑制しない一方で欠損金を利用しようとするインセンティブを抑制する等のメリットが考えられるが、⁽⁵⁾一方で、還付財源の手当が必要であり、還付のための恣意的会計操作や非効率的投資への援助となる可能性による経済的損失といったデメリットの指摘もある。⁽⁶⁾これらのデメリットに対応し、かつマイナスの所得を完全に調整するための措置として、非対称的取扱い、すなわち欠損を前後の年度の所得と調整する繰戻還付・繰越控除制度があると理解することができる。⁽⁷⁾ただし、この場合にも繰越控除は無制限かつ完全

(2) 法人税における所得計算単位に関する検討については、古田美保「欠損金の非対称的取扱いに関する理論的検討」『甲南経営研究』第52巻第3号(2011年11月)、8～11頁参照。

(3) 金子宏『租税法(第17版)』弘文堂2012年、350頁および、武田昌輔、「欠損金の繰越制度の検討(1)」『税務事例』第40巻第4号、69～70頁。

(4) 対称的取扱いを主張する論文として、たとえば、Michael Cooper & Matthew Knittel, "Partial Loss Refundability: How Are Corporate Tax Losses Used?," *National Tax Journal* Vol. LIX, No. 3 (September 2006), p. 654, Mark Campisano & Roberta Romano, "Recouping Losses: The Case for Full Loss Offsets," *Northwestern University Law Review* Vol. 76 No. 5 (December 1981), p. 709., Maureen Donnelly & Allister Young, "Policy Options for Tax Loss Treatment: How Does Canada Compare?" *Canadian Tax Journal* Vol. 50 No. 2 (2002), p. 443. 等を参照。

(5) たとえば Cooper & Knittel, *Ibid.*, p. 653 および Campisano & Romano, *Ibid.*, pp. 716～730. 等を参照。

(6) たとえば, Cooper & Knittel, *Ibid.*, pp. 654～654 および Alan Auerbach, "Whither the Corporate Tax?: Reform After ACRS," *National Tax Journal* Vol. XXXV No. 3 (September 1982), p. 284. 等を参照。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

に行われる必要がある。

（２）現行法人税制における欠損金の取扱い

前述のように、欠損金に関する対称的な取扱いを理論的取扱いとする論文は多いが、日本を含め、欠損金の対称的取扱いを行う法人税制を採用する国は見られない⁽⁸⁾。しかし、理論的取扱いとして必須となる無期限の調整を行う

（表１） OECD 加盟33カ国の繰越欠損金の調整期間

繰越控除期間	連結納税制度* あり	連結納税制度* なし
無期限	オーストラリア, オーストリア* ¹ , デンマーク, フランス, ドイツ* ¹ , アイルランド, イスラエル, ルクセンブルグ, ニュージーランド, ノルウェー, スウェーデン, イギリス	ベルギー, チリ, ハンガリー, スロベニア
20年	アメリカ	カナダ
15年	スペイン	—
10年	フィンランド, アイスランド, 韓国, メキシコ	—
9年	オランダ, 日本* ¹	—
7年	—	スロバキア, スイス
5年	イタリア* ² , ポーランド* ¹	ギリシャ, チェコ共和国, トルコ
4年	ポルトガル	—

* 損益振替型の欠損通算システムを含む

*¹ 欠損の繰越控除額に上限が設定されている

*² 設立後3年間分の欠損については無期限の繰越控除が認められている
（出典）Ernst & Young, *Worldwide Corporate Tax Guide 2011* より筆者作成

- (7) 欠損金の調整に関する理論的取扱いに関する検討については、古田美保、前掲論文（2011）、12～15頁および古田美保「欠損繰越控除規定および法人税率改正の欠損計上法人への影響」『産業経理』第72巻第1号（2012年4月）、76～77頁等参照。
- (8) たとえば、日本以外の OECD 加盟国においても、欠損金の調整は繰戻還付および繰越控除によっている。Ernst & Young, *The 2011 worldwide corporate tax guide* および古田美保、前掲論文、2011、5～8頁参照。

国は法人税制を持つ OECD 33カ国中16カ国あり、日本を含む残り17カ国は期間的な制限を設定している。

その中における日本の法人税制上の欠損金の取扱いの特徴として、次の二点を挙げることができる。第一に、欠損繰越控除期間の長さである。2011（平成23）年11月税制改正により、2008（平成20）年4月以降開始事業年度計上分にさかのぼって欠損繰越控除期間はそれまでの7年間から9年間に延長されることとなったが、それでも OECD 加盟国の中では短いと言える。第二の特徴は、欠損繰越控除の額に上限が設定されている点である。この取扱いは2012（平成24）年4月以降開始事業年度分からの適用であるが、OECD 加盟国の中で各年度の欠損調整の額に上限を設けているのは日本を含めて4カ国のみ、うち2カ国は繰越控除期間が無期限であることから、日本の欠損繰越控除制度は世界的にも少数派の取扱いとすることができる。

3. 繰越欠損金の部分的調整の現状

以上のように、日本の法人税制における欠損金の取扱いは非常に厳しいものと言うことができる。非対称的取扱いの場合にも完全な繰越控除が理論的取扱いとなり、一方で、たとえ期間的制限を加えた場合にもその期間内の調整が可能であれば結果として理論的取扱いと一致することとなると考えられるが、実際にはどうなっているのか。本章では、2009（平成21）年度分までの会社標本調査データから、欠損調整の実態について推察し、検討を行う。

①繰越欠損金の推移

（表2）は法人格単位での納税を行っている法人の繰越欠損金の各年度の推移をまとめたものである。この表のうち、当期消滅額の欄は、翌期繰越額を期首繰越欠損残高として、当期計上欠損による増額と繰越欠損金の当期控除による減額を加味し、その計算上の残高と翌期繰越額として会社標本調査上の翌期繰越額との差額を示したものである。元のデータが標本調査額であ

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

（表2） 繰越欠損金の推移（全業種，連結法人を除く） 単位：百万円

	当期欠損	繰越欠損金			
		期首残高	当期控除	翌期繰越	当期消滅
H11	33,279,121	65,510,595	7,650,919	91,138,797	18,819,325
H12	29,926,951	91,138,797	12,093,485	94,471,204	14,501,059
H13	23,011,882	94,471,204	10,155,898	79,678,819	27,648,369
H14	24,621,213	79,678,819	7,686,708	70,370,438	26,242,886
H15	26,935,926	70,370,438	9,941,898	73,565,812	13,798,654
H16	20,280,223	73,565,812	11,494,320	72,619,116	9,732,599
H17	18,566,737	72,619,116	10,721,882	66,051,112	14,412,859
H18	13,964,733	66,051,112	7,880,023	63,419,113	8,716,709
H19	14,516,636	63,419,113	8,381,274	63,009,152	6,545,323
H20	24,146,405	63,009,152	6,707,040	79,879,340	569,177
H21	20,465,068	79,879,340	8,576,921	68,626,692	23,140,795
合計	249,714,895		101,290,368		164,127,755

（出典）国税庁「会社標本調査」各年版より筆者作成

るため、必ずしも現実の額を示しているとは限らないと考えられるが、この推定からはすべての年度で未使用のまま消滅したと考えられる繰越欠損の額が生じていることが見て取れる。具体的には、未使用のまま消滅したとみられる繰越欠損金は、10年間の平均で約14兆円、2009（平成21）年度には約23兆円となっている。すなわち、同年度の法人税収相当額分が取戻不能となっており、追加の課税となっていると考えられる。

また、（表3）は繰越欠損金の残高の多い業種を示したものであるが、順位の変動はあれど、おおよそ不動産業、サービス業、卸売業、建設業といった業種が上位を占めていることが分かる。これらの業種のうち、日経平均株

価採用株式発行企業の繰延税金資産の計上動向について見てみると、繰越欠

（9） なお、2011年日経平均株価採用銘柄における業種分類では卸売業の区分はない。

(表3) 翌期繰越欠損金額計上業種 (金融保険業を除く) 単位: 百万円

	1位		2位		3位		4位		連結法人
H11	不動産業	28,867,867	サービス業	11,497,283	建設業	6,301,631	卸売業	6,295,773	—
H12	不動産業	32,379,606	サービス業	11,181,180	建設業	6,531,413	卸売業	6,182,008	—
H13	不動産業	21,271,388	サービス業	13,276,701	建設業	7,270,977	卸売業	5,821,840	—
H14	不動産業	10,403,983	サービス業	9,232,208	機械工業	6,449,005	建設業	6,324,296	—
H15	サービス業	10,284,382	不動産業	9,134,734	卸売業	5,453,023	小売業	5,449,883	5,317,937
H16	サービス業	10,678,605	不動産業	8,288,394	機械工業	7,132,799	建設業	5,625,694	6,681,089
H17	サービス業	10,643,102	不動産業	6,618,272	小売業	5,292,799	卸売業	5,097,744	4,708,312
H18	サービス業	10,496,446	建設業	5,442,943	不動産業	5,127,241	小売業	4,846,378	7,046,555
H19	サービス業	10,517,233	不動産業	6,589,193	小売業	5,824,823	卸売業	5,058,961	6,884,689
H20	サービス業	12,916,679	機械工業	9,907,007	卸売業	6,581,194	建設業	6,222,099	10,897,266
H21	サービス業	9,507,677	卸売業	6,551,635	建設業	6,380,688	機械工業	6,356,592	12,144,442

(出典) 国税庁「会社標本調査」各年版より筆者作成

(表4) 日経平均採用銘柄発行会社の繰延税金資産における繰越欠損金の割合

	H17	H18	H19	H20	H21
小売業 (8社)	19%	21%	18%	18%	20%
サービス (8社)	19%	17%	20%	20%	28%
不動産 (6社)	10%	10%	10%	10%	14%

(出典) 2011年日経平均採用銘柄発行会社有価証券報告書より筆者作成

損金は繰延税金資産のおよそ20%前後を占めている。日経平均株価採用銘柄発行企業の繰延税金資産に関する先行研究⁽¹⁰⁾によれば、その平均は金融業を除くとおおよそ17%であり、特にサービス業は多額の繰越欠損金を計上している傾向がうかがわれる。なお、繰延税金資産に関する評価性引当金は、ほとんどの企業が繰越欠損金以上の額を計上しており、なかには繰越欠損金と全く同額の評価性引当金を計上している企業もある。これらからも、繰越欠損金の解消可能性に疑問がもたれる実態が推察される。

(10) 清村英之「繰延税金資産再考——繰延税金資産の実態調査を中心に——」『東北学院大学経営研究所紀要』第13号 (2006年3月), 12~14頁。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

（表5）平成21（2009）年度法人1社当たり欠損金額

業種	法人数(a)	当期欠損額		繰越欠損金		
		欠損額(b)	(b)/(a)	翌期繰越欠損(c)	(c)/(a)	当期控除
農林水産業	23,266	137,034	5.89	446,147	19.18	44,088
鉱業	3,633	59,104	16.27	243,272	66.96	44,823
建設業	427,485	1,858,497	4.35	6,380,688	14.93	555,218
繊維工業	11,741	142,624	12.15	490,548	41.78	27,703
化学工業	31,337	738,306	23.56	2,943,598	93.93	407,246
鉄鋼金属工業	55,435	1,284,940	23.18	2,152,077	38.82	98,913
機械工業	74,100	2,733,147	36.88	6,356,592	85.78	496,721
食品品製造業	40,810	275,500	6.75	1,055,720	25.87	146,139
出版印刷業	37,347	283,281	7.59	806,922	21.61	54,233
その他製造業	104,124	875,778	8.41	2,578,206	24.76	226,769
卸売業	286,028	2,087,523	7.30	6,551,635	22.91	585,761
小売業	295,087	1,271,268	4.31	4,835,264	16.39	470,063
料理飲食旅館	138,203	549,255	3.97	2,129,671	15.41	223,104
金融保険業	46,524	2,851,994	61.30	13,933,764	299.50	2,212,877
不動産業	287,424	1,744,390	6.07	4,914,616	17.10	654,470
運輸通信公益	79,445	654,030	8.23	2,421,968	30.49	545,723
サービス業	620,045	2,708,018	4.37	9,507,677	15.33	948,725
その他の法人	47,855	210,380	4.40	878,326	18.35	834,345
連結法人	820	2,305,191	2811.21	12,144,442	14810.30	826,442

（出典）国税庁「会社標本調査」各年版より筆者作成

②連結納税制度による繰越欠損金の調整

（表2）から得られるもう一点の示唆は、2003（平成15）年から2008（平成20）年までの期間において消滅と考えられる繰越欠損金の額が減少している点である。欠損法人割合は66%から69%と特に改善は見られないこと⁽¹¹⁾から、この原因として考えられるのは、①2004（平成16）年度税制改正において欠

(11) 国税庁「会社標本調査」各年度版。

損金の繰越控除期間が7年間に延長されたことにより消滅が回避された繰越欠損金があったこと、および②2002（平成14）年度税制改正で導入された連結納税制度により未使用繰越欠損金の解消がされたこと、の二点である。

連結納税制度の課税上の優位性は、繰越欠損の取戻しの早期化に求められる。すなわち、企業集団単位での所得計算を行うことにより、法人格単位での所得計算と比較して繰越欠損調整機会の拡大が図られるのである。期限内での欠損金の調整が行われている場合には、連結納税と法人格単位納税との差異は調整のタイミングの早期化による時間価値分のみとなるが、前節で確認したように多額の繰越欠損金が未使用のまま消滅していると推察され、期限切れとなることを回避するには連結納税制度は有用な手段と考えられる。

実際の連結欠損金の推移をみると、(表3)からは連結法人の繰越欠損金額が制度導入当初から多額であることが見て取れる。特に、総額でこそ必ずしも上位ではないが、法人1社当たりの繰越欠損金額(表5)をみると、連結法人が突出していることが分かる。また、2009（平成21）年9月時点での連結納税制度採用企業(表6)を見ると、繰越欠損金の残額の多い業種での連結納税採用傾向が観察される。連結納税法人の繰越欠損金の増加傾向と合わせて、連結納税制度が繰越欠損金の取戻しのための手段として理解することが可能である。

また、連結納税制度の利点を経済的一体性に基づく中立的な課税ではなくこの点に求める場合、連結納税制度の普及率が低迷していることも整合的に理解可能である。すなわち、現行制度上連結納税開始時の原則的な取扱いとして連結子法人の繰越欠損の切り捨てが要求されているため、この取扱いを回避するために連結納税開始を保留していることが考えられる。なお、連結納税開始時に子法人の繰越欠損金の切り捨ての強制は理論的取扱いとは言えず、本来は継続して繰越控除が行われるべきと考えられる⁽¹²⁾。また、連結欠損金の推移(表7)からは、各年度において連結開始前の繰越欠損金の引き継

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

（表6） 連結納税制度採用企業（2009年9月）

業種	会社数	業種	会社数
水産・農林業	0	精密機器	7
鉱業	1	その他製品	2
建設業	17	電気・ガス業	2
食料品	5	陸運業	4
繊維製品	10	海運業	0
パルプ・紙	1	空運業	2
化学	8	倉庫・運輸関連業	0
医薬品	1	情報・通信業	13
石油・石炭製品	2	卸売業	20
ゴム製品	1	小売業	20
ガラス・土石製品	5	銀行業	3
鉄鋼	8	証券・商品先物取引業	6
非鉄金属	8	保険業	2
金属製品	4	その他金融業	2
機械	15	不動産業	6
電気機器	37	サービス業	15
輸送用機器	10	非公開	34

（出典）新日本監査法人「連結納税制度採用会社調査」

ぎがあったであろうことが推定できる。

一方で、連結欠損金の推移からは、連結納税制度によっても、繰越欠損金の解消はされていない可能性が高いことが指摘できる。仮に2003（平成15）年度分期首繰越欠損金が期限切れまで3年以上の余裕があったとすると、こ

（12） 連結納税開始時の繰越欠損金の引き継ぎの是非については、藤井誠「連結納税制度における欠損金の承継問題の検討」『税務会計研究』第18号（2007年9月）、157～168頁および拙稿「企業集団税制におけるグループ法人単体課税制度導入の意義」『産業経理』第70巻第4号（2011年1月）、83～94頁等を参照。

(表7) 連結欠損金の推移 単位：百万円

	当期欠損	期首	当期控除	翌期繰越	持込(+)/消減(△)
H15	2,725,958	3,060,931	468,952	5,317,937	—
H16	654,015	5,317,937	1,298,697	6,681,089	2,007,834
H17	950,458	6,681,089	2,285,326	4,708,312	△637,909
H18	462,964	4,708,312	1,173,912	7,046,555	3,049,191
H19	506,644	7,046,555	1,194,133	6,884,689	525,623
H20	4,157,749	6,884,689	733,186	10,897,266	588,014
H21	2,305,191	10,897,266	826,442	12,144,442	△231,573
計	11,762,979		7,980,648		5,301,180

(出典) 国税庁「会社標本調査」各年版より筆者作成

の部分の金額の控除は2005（平成17）年度に完了する。また、連結開始に伴う繰越欠損金の持込がなかったと仮定すると、おおよそ各年度の欠損計上額の取戻しは計算上4年以内に完了する。しかし、連結開始前繰越欠損金の引き継ぎ分を考慮して計算すると、7年以内の繰越控除はかなりの困難が予想される。実際、各年度の欠損計上額と翌期繰越額から消滅したと推定される繰越欠損金額が、2009（平成21）年度において約2,300億円計算できる。

③繰越控除期限設定の影響

以上の様に、欠損金の繰越控除を7年間に制限された状況下においては、未使用のまま消滅したとみられる欠損金の額が相当額に上ることが推定される。これは法人にとって多額のペナルティが生じている状態と言え、これを回避する手段として連結納税制度が利用されている可能性が考えられた。これは、繰越欠損金の残額の多い業種での連結納税制度採用がみられることとも整合的に理解可能であり、実際に連結納税制度への繰越欠損金の持ち込みも相当額が推計できる。

一方で、連結納税制度によっても繰越欠損金は未使用のまま消滅している

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

と考えられ、7年間という年限が極めて厳しい制限になっている可能性が高い。この部分の取戻し手段は所得計上のみであり、法人所得課税の体系の中で赤字法人の資本課税が回避不能な形で行われているとの理解が可能である。

なお、2012（平成24）年4月期より、欠損金の繰越控除は各年度の所得の80%を上限とした9年間繰越に改められた。しかしながら、欠損繰越控除による取戻税額に時間価値を考慮しないとしても、繰越控除額の総額はこの税制改正の前後ではほぼ同額となると考えられ、資本課税の回避は引き続き困難であると考えられる。⁽¹³⁾

④繰越控除期間の延長に関する検討

では、繰越控除期間を延長することで未使用のまま消滅する繰越欠損金の解消を図ることは可能であるのか。カナダ、アメリカの繰越欠損金に関する先行研究では、10年以上の期間を設定してもなお多額の繰越欠損金が未使用のまま消滅すると指摘されている。特に、古くから連結納税制度を備え、繰越控除期間も20年間⁽¹⁵⁾としているアメリカにおいても、1993年から2003年の10年間分の課税データを調査した論文によれば、繰越欠損金の50～60%が調整に10年以上かかっており、25～30%の欠損金は未使用のまま期限切れとなっ

(13) 繰越控除期間の変更による欠損控除可能性の変化に関する検討については、古田、前掲論文（2012）、81～84頁を参照。

(14) カナダ、アメリカの欠損金に関する先行研究としては Auerbach & Poterba, “Tax Loss Carryforwards and Corporate Tax Incentives,” *NBER Working Paper Series* No. 1863, Cambridge: National Bureau of Economic Research, March 1986, Alshuler & Auerbach, “The Significance of Tax Law Asymmetries: An Empirical Investigation,” *The Quarterly Journal of Economics* 105 No. 1 (February 1990), pp. 61-86, Cooper & Knittel, *Ibid*, Cooper & Knittel, “The Implication of Tax Asymmetry for U. S. Corporations,” *National Tax Journal* Vol. 63 No. 1, pp. 33-62, Donnelly & Young, *Ibid*, Department of Finance Canada, *Ibid*, Jack M. Mintz, “An Empirical Estimate of Corporate Tax refundability and Effective Tax Rates,” *The Quarterly Journal of Economics* 103 No.1 (February 1988), pp. 225-231 等参照。

(15) なお、アメリカの繰越控除期間は1997年以前は15年間だった。

ている。また、傾向として、欠損調整期間を短くするほど、使用または消滅する欠損金比率は低下し、未使用の繰越欠損金比率が上昇するとしている。⁽¹⁶⁾

以上の先行研究から、仮に繰越控除期間を延長したとしても、「多額のペナルティ」が日本においても発生するであろうことが予測できる。すなわち、繰越控除期限の設定は、期間の長短にかかわらず、期限切れ繰越欠損の発生を前提としていると考えられる。

4. 期限切れ欠損金の取扱いに関する検討

以上のように、通常の事業年度においては欠損金の繰越控除による調整は困難である現状が観察される。結果として所得の額を超える課税が行われていることとなっていると考えられるが、現行制度上、会社更生等あるいは清算事業年度においては期限切れ欠損金の一部復活が可能となっている。本章では現行制度における取扱いを概観した上で、若干の検討を行う。

(1) 更生手続等における期限切れ欠損金の取扱い

会社更生法や民事再生法に基づく再生手続中の法人の場合、その再建を支援する観点から、資産の評価替えによる評価損益や私財提供等の受贈益、債務免除益の計上と、その合計額を限度とした期限切れ欠損金の復活の措置が講じられる。すなわち、期限切れ欠損金が復活する条件として、第一に法的再生手続にあること、第二に資産の評価益・受贈益・債務免除益のいずれかの計上があること、の二点があげられる。このうち特に後者は、マイナスの所得である欠損金の調整対象として特定の源泉所得に限定するという点で、欠損金の理論的取扱いの回復とはいいがたいと考えられる。

(16) Cooper & Knittel, *Ibid*, p. 652-663.

(17) 佐々木浩「法人税法の改正」財務省『平成17年度税制改正の解説』2005年、180頁および金子宏『租税法(第17版)』弘文堂、2012年、358頁。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

（２）解散時における期限切れ欠損金の取扱い

2010（平成22）年度税制改正において、いわゆる清算所得に対する法人税の課税を廃止し、清算事業年度においても通常の各事業年度の所得に対する法人税が課されることとなった。従来の清算所得課税は事業の継続不能による清算を前提としていた。しかしながら、最近の解散事例では黒字清算や組織再編のための法形式のみの解散等、実質的には事業の継続が行われる解散が多く見られることから、清算事業年度においても通常の所得課税方式に移行することとしたとされる。⁽¹⁸⁾

したがって、清算事業年度においても通常の所得計算が行われるのが原則であるが、当該事業年度において残余財産がないと見込まれる場合には期限切れ欠損金の復活が認められる点が異なる。これは、例えば債務免除等があった場合に、なお債務超過である等残余財産がなくても法人税額が計算される事態を防ぐための措置であり⁽¹⁹⁾、所得の額を限度として期限切れ欠損金を含む未使用欠損金額を控除することとされる。

すなわち、この取扱いは、残余財産がある場合には期限切れ欠損金の復活が認められない点において欠損金の理論的取扱いの回復の措置とは考えにくく、実質的な解散である法人への課税回避の方策として期限切れ欠損金を利用していると理解することができる。

（３）控除対象となる期限切れ欠損金の額

以上のように、控除対象所得が限定される等の制限があることから、これらの取扱いを完全に理論的措置の回復として理解することは難しいと考えられるが、理論上制限されるべきではない欠損金の調整余地を回復するという

(18) 佐々木浩他「法人税法の改正」財務省『平成22年度税制改正の解説』2010年、276頁および金子宏、前掲書、424頁。

(19) 佐々木浩他、前掲資料。

点では意義が認められる。通常の事業年度においては調整不能となった繰越欠損金を所得の額から控除できるという点では、期限切れ欠損金の復活と言うことができるためである。一方で、その取扱いには問題点も指摘できる。すなわち、控除対象となる期限切れ欠損金の内容である。

第一に、期限切れ欠損金の額の算定方法である。法人税法施行令の規定では、控除対象となる欠損金の額は当該年度以前の事業年度から繰越された欠損金額の合計額、すなわち繰越期限内の欠損金と繰越期限を超過した期限切れ欠損金の合計とされる（法人税法施行令116条の3、117条の2、118条）。すなわち、法人税法および法人税法施行令の文言上は、まさしく過年度に計上した欠損金の額のうち調整が完了していない未使用欠損金額が対象となることとなっている。しかし、繰越欠損金の明細を示す申告書別表7では期限切れ欠損金額の管理が行われておらず、実務上は法人税法基本通達の内容に従って、同別表5における利益積立金額がマイナスである場合の額から繰越期限内欠損金を控除した額とされる（法人税法基本通達12-3-2）。法人税法上の利益積立金額は、基本的には課税済所得の留保額を示す額であり、単純化した理解としてはそのマイナス額は未使用欠損金と一致しうる。しかし、たとえば適格組織再編等を原因とした利益積立金額の増減があれば、その残高は未使用欠損金の額とは一致しないこととなる。この場合には理論上調整すべき額についての控除を行うこととならず、再生手続や解散等の特殊事情に対する課税免除のための所得の特別控除としての性格を有することとなる。

第二の問題点は、解散の場合における未使用欠損金額にマイナスの資本金等の額が含まれる点である。この取扱いは2011（平成23）年6月の税制改正項目であり、その趣旨は残余財産がないにも関わらず課税が発生することを防ぐためのものとされる⁽²⁰⁾。しかしながら、残余財産がない場合には課税を行

(20) 椎谷晃他「法人税法の改正」財務省『平成23年度税制改正の解説』, 2011年, 276頁。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

わないことを目的として規定を整備することと、その控除手段として欠損金を用いることに理論的整合性はなく、また、マイナスの資本金等の額が未使用欠損金額と等しく取扱われることの根拠についても明らかではない。この点について、税制改正資料では次のような指摘がされている。⁽²¹⁾すなわち、法人税法上の資本金等の額がマイナスになる原因の一つとして自己株式の取得が考えられるが、配当の支払先が明確でないことから資本金等の額のマイナスと処理しているが本来はみなし配当であると考えられ、利益積立金額の減少要因であると考えられる。そして、マイナスの利益積立金額は未使用欠損金額とされる取扱いが通達上明確にされているのであるから、この額を期限切れ欠損金額と取扱うことに問題がないとする指摘である。しかしながら、自己株式の取得を資本の払戻あるいは消却と同等に考える場合にも、その全額が利益積立金額の減少要因となるとは考えられない。また、マイナスの利益積立金額が直ちに未使用欠損金額を示すとは限らないと考えられるのは前述の通りである。

通常の事業年度において欠損金の調整が妨げられる現行規定には理論的に肯定され得ず、期限切れ欠損金の復活を認める規定はむしろ積極的に整備する必要がある。そのためにも、資本金等や利益積立金額のマイナス額を未使用欠損金額とみなすのではなく、純粋な未使用欠損金額の継続管理が必要になると考えられる。

5. 繰越欠損金控除制限の意義とインセンティブ

以上のように、現行制度が繰越控除の制限による調整不能の繰越欠損の額の発生を前提としているのであれば、この制限は租税理論からは導出されえず、政策税制としてその制限の意義が検証される必要がある。すなわち、特

(21) 前掲資料、277頁。

定の政策目的のために理論から逸脱した政策税制として、その効果の有用性の評価が必要となる。⁽²²⁾具体的には、控除期限の設定と控除上限設定の2つの種類の制限が考えられるため、それぞれについて検討を行うこととする。

(1) 繰越欠損金の控除制限の意義

① 繰越控除期間の制限

繰越控除に期間的制限を加えることは、期限切れ欠損金を生む可能性が高いことから、法人所得を超える課税を行うという点で資本を侵食する課税となると考えられる。すなわち一種の赤字法人課税と言えるが、仮に赤字法人への課税の必要性が主張されたとしても、それは所得課税体系の中で論じるべきではないと考えられる。所得が計算されない法人への課税は資本への浸食を引き起こすため、所得課税の理論上は肯定されないためである。したがって、本来欠損金は完全に調整されるべきであり、調整及び控除の制限を行うべきではないという前提に立てば、この控除制限についても政策税制の論理で理解される必要がある。そして、期限内に調整を行うだけの所得を計上できる場合には、時間価値を除けば理論的な取扱いとなる。すなわち、繰越控除の期間的制限には早期所得計上を奨励するインセンティブの意義があり、期間の長さは黒字化までの猶予期間を表現したものと考えられる。

(22) 政策税制の定義としては、「特定の政策目的に資するという租税政策上の配慮がなかったとすれば、税負担の公平その他の税制の基本的原則からは認め難いと考えられる実質的な意味での特別措置」税制調査会編『昭和51年度の税制改正に関する答申』1976年、3頁および、「特定の政策目的を実現する観点から講じられている租税特別措置をいい……(中略)「公平・中立・簡素」という租税原則の例外措置として講じられているもの」税制調査会『「平成19年度税制改正に関する答申」に関する用語集』(2007年4月)などがある。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

②繰越控除額の制限

控除所得の上限の設定は、欠損の調整のタイミングを繰延べる機能を持つと考えられる。この観点からは、各事業年度の所得課税や繰越控除と同様、調整のタイミングの問題のみであり、理論的取扱いからは必ずしも逸脱しないと考えられる。なぜなら、控除上限を設定することにより繰越控除が完了するまでの時間はかかるものの、期間的制限がなければ繰越欠損金全額の繰越控除が可能になるため、総額での課税額には時間価値を除けば理論的税負担と一致するためである。ただし、理論上は所得が計算されない事業年度においても課税が行われることとなるため、歳入の変動を小さくするという先取課税の機能、すなわち歳入の平準化といった財政的意義が考えられる。このことは、法人にとっては控除上限なしの繰越控除と比較して控除完了までの期間の長期化につながるため、この点についての検討が必要になる。

完全調整のメリットとして、政策税制のインセンティブを損なわない⁽²³⁾というものが指摘されるが、一方で非効率な法人にも政策税制のインセンティブ⁽²⁴⁾を与えてしまうというデメリットも指摘される。他方、欠損金につき非対称的取扱いを取ることは、すなわち政策税制の適用法人を各事業年度における所得計算上の所得計上法人に限定することになる。以上をふまえると、所得控除上限の機能には、税額控除形式の政策税制については控除上限を超える繰越欠損金をもつ法人を適用対象とするという意義が考えられる。

特に、欠損の繰越控除について各事業年度所得の一定割合を上限とする制限は、各事業年度の所得計算がゼロ未満である法人以外のすべての法人を所得計上法人とし、法人税額の計算を要請する。すなわち、軽課を内容とする政策税制の多くはその計算構造上所得計上法人にのみ作用するが、繰越欠損の控除上限を設定することにより、より多くの法人に政策税制のインセンティ

(23) Cooper & Knittel, *Ibid*, p. 653.

(24) Department of Finance Canada, *Ibid*, p. 4. 15.

ブが及ぶことになるのである。具体的には、所得計算に影響する特別償却等の政策的軽減は繰越欠損金の控除計算前の項目のため税負担軽減のインセンティブとはならないが、税額控除による政策的軽減であれば、税負担軽減の優遇を享受できる法人が増加するのである。なお、控除上限の設定があっても無期限の繰越控除が認められる場合には、全期間所得に対する税負担の観点からは重課とはならないという意味で、控除上限による税額控除制度のインセンティブ構造は比較的緩やかであると考えられる。

③控除期限および控除上限の二重の制限

以上のように、控除期限の設定および控除上限の設定のそれぞれについて、政策的意義を考えることができる。したがって、控除期限と控除上限の両方の制限を同時に加えることの意義は、その両者の意義を兼ね備えることになる。問題は、繰越控除期間の制限のみの場合と比較してどのような変化が考えられるかである。

形式上は、所得全額の7年間より所得の80%・9年間のほうが控除可能額はやや多くなる⁽²⁵⁾。しかしながら、上述のように控除上限の設定は調整期間の長期化をもたらすため、結果として、限界税率⁽²⁶⁾の低下により取戻税額の現在価値合計が減少することになる。この観点から数値例を用いて計算すると、控除期限のみの制限よりも二重の制限の方が課税強化になる可能性がある。

たとえば、初年度に-1500の欠損を計上し、その後200ずつの所得を計上した場合を想定し、その欠損の取戻額の現在価値を計算する。なお、法人税率30%、割引率5%と仮定する。

(25) 一定の所得を x として、 $7x < 0.8x \times 9 = 7.2x$ より。

(26) 限界税率とは、当期における課税所得の追加1円がもたらす当期および将来の納税額または還付税額の増減額の現在価値を示すように法定税率に割引率を考慮したものと定義される。鈴木一水「限界税率の意義と推定」『総合税制研究』第8号(2000年1月)、193頁。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

（表 8） 欠損金の繰越控除額の限界税率と $t1$ 期における取戻税額の価値

（前提） $t1$ 欠損 = -1500, $t2 \sim t10$ 所得 = 各200, 法人税率 = 30%, 割引率 = 5 %

繰越控除 7 年間の場合

	$t1$	$t2$	$t3$	$t4$	$t5$	$t6$	$t7$	$t8$	$t9$	$t10$	合計
所得	-1500	200	200	200	200	200	200	200	200	200	300
所得控除	0	200	200	200	200	200	200	200	0	0	1400
限界税率	0.3	0.2857	0.2721	0.2591	0.2468	0.2350	0.2238	0.2132	0	0	
取戻税額	0	57.14	54.42	51.83	49.36	47.01	44.77	42.64	0	0	347.18

繰越控除 9 年間, 控除上限80%の場合

	$t1$	$t2$	$t3$	$t4$	$t5$	$t6$	$t7$	$t8$	$t9$	$t10$	合計
所得	-1500	200	200	200	200	200	200	200	200	200	300
所得控除	0	160	160	160	160	160	160	160	160	160	1440
限界税率	0.3	0.2857	0.2721	0.2591	0.2468	0.2350	0.2238	0.2132	0.2030	0.1933	
取戻税額	0	45.71	43.53	41.46	39.48	37.60	35.81	34.11	32.48	30.94	341.17

繰越控除 9 年間, 控除上限80%かつ法人税率 = 25.5%の場合

	$t1$	$t2$	$t3$	$t4$	$t5$	$t6$	$t7$	$t8$	$t9$	$t10$	合計
所得	-1500	200	200	200	200	200	200	200	200	200	300
所得控除	0	160	160	160	160	160	160	160	160	160	1440
限界税率	0.255	0.2428	0.2312	0.2202	0.2097	0.1997	0.1902	0.1812	0.1725	0.1643	
取戻税額	0	38.85	37.00	35.24	33.56	31.96	30.44	28.99	27.61	26.30	289.99

この場合、理論的取扱い（完全還付）なら、-1500の欠損について450の税の取戻しがあることになる。一方、7年間の繰越控除なら2年目から8年目までの7年間の所得控除合計は1400、残額は期限切れのため、限界税率はゼロとなる。したがって、取戻税額の現在価値合計は約347となる。また、上限を所得の80%とした上での9年間の繰越控除の場合には、所得の20%は課税対象となり、欠損計上後9年間で所得控除合計は1440、残額は期限切れとなる。したがって、この場合の取戻税額の現在価値合計は約341となる。

したがって、限界税率に基づく現在価値を比較すれば、二重の制限を行う方が納付税額は多くなり、課税強化となることになる。すなわち、控除上限

の追加は繰越控除期間の短縮とほぼ同様の効果といえ、一層の早期黒字化へのインセンティブを法人に与えると考えられる。同時に、この課税強化を逃れる手段としての税額控除制度の意義を一層強調すると考えられる。なお、今般の税制改正では法人税率の引下げも行われているが、同様の数値例で法人税率を25.5%と仮定した場合には取戻税額の合計は約290と計算される。すなわち、法人税率の低下はいつその限界税率の低下を招くこととなり、繰越欠損金を持つ法人にとっては法人税率の低下はむしろ税負担の増加を意味すると考えられる。⁽²⁷⁾

以上の検討をまとめると、欠損金の控除制限のインセンティブは（表9）のようになると考えられる。

（表9） 欠損金の繰越控除制限の類型

	期限なし	期限あり
控除上限なし	理論的取扱い (インセンティブ中立)	早期黒字化のインセンティブ付与
控除上限あり	税額控除形式の政策税制の インセンティブ付与	早期黒字化のインセンティブ強化 + 税額控除形式の政策税制の インセンティブ強化

（2）二重制限のタックス・インセンティブの観点からの評価

以上のように、控除の制限の設定自体にはそれぞれ政策税制としての意義を考えることが可能である。特に期限と上限の二重の制限にはそれぞれのインセンティブを強化するという意義が考えられた。税額控除上限の撤廃等、政策的税額控除制度の改定を行うことにより、この意義はより明確になると考えられる。二重の制限がある中で欠損控除を完全に行うためには、欠損を

(27) 法定税率の変動による限界税率の変化に関する検討については、古田、前掲論文（2012）、81～83頁を参照。

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

控除し得るだけの所得を計上するか、税額控除制度を活用する以外に方法はないためである。また、税額控除制度の利用実態は当初の想定よりも低くなっていることがうかがわれるため、その利用促進には一定の意義があると考えられる。また、繰越控除期限の設定にも効率的投資の促進といった一定の機能を認めることが可能である。しかし、インセンティブ構造の中核をなす繰越期間の妥当性は別途検討されるべきであろう。また、その場合は税額控除の20%シーリング等の制限は撤廃することがあわせて検討されるべきである。欠損状態が継続しているような非効率な法人への政策税制のインセンティブ付与には疑問も提示されるが、繰越控除を行いうる所得を計上した法人へのインセンティブ付与は問題ないとも考えられる。

（3）期限切れ欠損金に関する取扱いと控除制限のインセンティブとの連携
通常事業年度における欠損金繰越控除制度のタックス・インセンティブを上述のように理解した場合、期限切れ欠損金に関する取扱いは控除制限のインセンティブと次のような連携を持ちうると考えられる。

仮に、解散時等における所得課税において、純粋に期限切れ欠損金のみが所得控除可能であった場合には、欠損金税制におけるインセンティブ規定が完結すると理解することができる。すなわち、通常事業年度においては控除期限を設定することで理論的控除余地を制限し、早期黒字回復を促す経済的インセンティブを発揮するが、再生手続や解散が決定すなわち黒字回復が不

(28) たとえば、試験研究費の総額の税額控除制度は2003（平成15）年度に創設、その後拡充されているが、税額控除の利用実態は減税想定額を下回っていると思われる。研究開発促進税制の利用状況に関する論文において、制度未利用企業割合が全体の48%に達しており、その理由の一つとして欠損を計上していたため利用できなかったことをあげている。大西宏一郎、永田晃也「研究開発優遇税制は企業の研究開発投資を増加させるのか——試験研究費の総額に係る税額控除制度の導入効果分析——」『研究技術計画』第24巻第4号（2010年12月）、406頁。

(29) Department of Finance Canada, *Ibid*, p. 4. 15.

能となったことが確実になり、政策的インセンティブ付与が無意味になった時点で理論的に控除すべき額の制限した部分を回復する、という理解である。

しかし現行制度の実態はマイナスの利益積立金およびマイナスの資本金等の額の取扱いであり、自己株式等の大量取得によっても清算所得課税を免れる手段として利用できる（マイナス額を作ることができる）。また、利益積立金額の貸借差額は常に期限切れ欠損金の額を示すとは限らない。たとえば、前述のように適格合併による利益積立金額の引継があった場合などがこれにあたるだろう。加えて、期限切れ欠損金を利用できる条件は債務超過にある場合に限定されていることにも妥当性があるとはいいがたい。

すなわち、制度としては期限切れ欠損金のインセンティブとなっておらず、残余財産がない場合の課税を行わない手段として使われているにすぎない。したがって、欠損金のタックス・インセンティブについて失効分を回復する制度としては理解しがたく、欠損金税制のインセンティブとしては通常事業年度における失効分の救済とは必ずしも理解できない。この点については、期限切れ欠損金の額の管理を行い、解散時には無制限の控除が可能となるようにすることで、欠損金のインセンティブと首尾一貫した取扱いとなるよう整備する必要があると思われる。なお、債務超過状態にある場合の課税の是非については、欠損金の取扱いとは別の論点として検討されるべきであろう。

主要参考文献

- ・ Alan J. Auerbach, “Whither the Corporate Tax?: Reform After ACRS,” *National Tax Journal* Vol. XXXV No. 3 (September 1982), pp. 275~286.
- , “The Dynamic Effects of Tax Law Asymmetries,” *NBER Working Paper Series* No. 1152, Cambridge: National Bureau of Economic Research, June 1983.
- ・ Alan J. Auerbach and James M. Poterba, “Tax Loss Carryforwards and Corporate Tax Incentives,” *NBER Working Paper Series* No. 1863, Cambridge: National Bureau of Economic Research, March 1986.
- ・ Rosanne Alshuler and Alan J. Auerbach, “The Significance of Tax Law Asymmetries: An Empirical Investigation,” *The Quarterly Journal of Economics* 105 No.1 (February

現行法人税制における欠損金の非対称的取扱いのタックス……（古田美保）

- 1990), pp. 61-86.
- The Clarkson Gordon Foundation, *Policy Options for the Treatment of Tax Losses*, Toronto: The Clarkson Gordon Foundation, 1991.
 - Michael Cooper & Matthew Knittel, "Partial Loss Refundability: How Are Corporate Tax Losses Used?," *National Tax Journal* Vol. LIX No. 3 (September 2006), pp. 651-663.
——"The Implication of Tax Asymmetry for U. S. Corporations," *National Tax Journal* Vol. 63 No. 1, pp. 33-62.
 - Department of Finance, *Report of the Technical Committee on Business Taxation*, 1998, Ottawa, Canada.
 - Ernst & Young, The 2011 worldwide corporate tax guide, http://www2.eycom.ch/publications/items/tax/2010_worldwide_corporate_tax_guide/2010_EY_worldwide_corporate_tax_guide.pdf
 - Maureen Donnelly and Allister Young, "Policy Options for Tax Loss Treatment: How Does Canada Compare?," *Canadian Tax Journal* Vol. 50 No. 2 (2002), pp. 429-488.
 - Jack M. Mintz, "An Empirical Estimate of Corporate Tax Refundability and Effective Tax Rates," *The Quarterly Journal of Economics* 103 No. 1 (February 1988), pp. 225-231.
 - Michael Poitevin, "Effects of the Fiscal Treatment of Tax Losses on the Efficiency of Markets and the Incidence of Mergers," *Économie publique/Public economics* No. 11 (February 2002), pp. 155-185.
 - Mark Campisano & Roberta Romano, "Recouping Losses: The Case for Full Loss Offsets," *Northwestern University Law review* Vol. 76 No. 5 (December 1981), pp. 709-744.
 - 井上久彌『企業集団税制の研究』中央経済社，1996年。
 - 岡村忠生『法人税法講義（第3版）』成文堂，2007年。
 - 金子宏『租税法（第17版）』弘文堂，2012年。
 - 清村英之「繰延税金資産再考——繰延税金資産の実態調査を中心に——」『東北学院大学経営研究所紀要』第13号（2006年3月），1～23頁。
 - 鈴木一水「税コストと財務報告コストの関係」『国民経済雑誌』第192巻第4号，57～69頁。
——「限界税率の意義と推定」『総合税制研究』第8号（2000年1月），191～209頁。
 - 富岡幸雄『税務会計学原理』中央大学出版会，2003年。
 - 古田美保「欠損金の非対称的取扱いに関する理論的検討」『甲南経営研究』第52巻第3号（2011年11月），1～21頁。
——「欠損繰越控除規定および法人税率改正の欠損計上法人への影響」『産業経理』第72巻第1号（2012年4月），76～87頁。
 - 増井良啓『結合企業課税の理論』東京大学出版会，2002年。